

令和8年度 中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業） 募集要項

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター

1 事業目的

（公財）岐阜県産業経済振興センター（以下「センター」という。）では、県内中小企業者等の海外展開に向けた支援の一環として、特許、実用新案、意匠、商標の外国出願にかかる費用の半額を補助します。

2 補助対象企業

外国出願を予定しており、以下の（1）から（6）までの要件をすべて満たす企業等

- （1）岐阜県内に事業所を有する中小企業者等
※個人事業主の場合は、事業を営んでいることが確認できれば交付の対象となります。（事業を営んでいない「個人」は交付の対象なりません。）
- （2）本補助金の交付を受ける外国特許庁への出願と外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の出願名義が同一である中小企業者等。
- （3）中小企業等海外展開支援事業費補助金実施要領その他センターが別に定める必要な事項に基づくセンターへの書類提出について、外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等の協力が得られる中小企業者等又は国内弁理士等に依頼しない場合は、依頼する場合と同等の書類（補助金交付の必要書類）を自らの責任でセンターあてに提出できる中小企業者等。
- （4）国及びセンター等が行う補助事業完了後5年間の状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等）に協力する中小企業等。
- （5）暴力団排除に関する誓約事項について承諾をしている中小企業者等。
- （6）経済産業省におけるEBPM※に関する取組に協力すること。
（※）EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）とは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする事です。
限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していくEBPMの推進は、2017年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられており、今後もますます重要性が増していくことが予想されます。

※本公募や本事業における各種申請（本応募申請書、交付要綱による交付申請書、実績報告書、各種届出等）について、その作成等を行政書士又は行政書士法人以外の者が、他人の依頼を受け報酬を得て代理することは行政書士法第19条のとおり行うことはできません。

【中小企業者等の定義】

本補助金における「中小企業者等」とは、以下を満たす者となります。（交付要綱第2条第3項）

- （1）岐阜県内に事業所を有し、中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号までに規定する中小企業者又はそれらの中小企業者で構成されるグループ（岐阜県内に事業所を有する中小企業者が構成員の3分の2以上を占め、構成員である中小企業者の利益となる事業を営む者）であること。
- （2）みなし大企業ではないこと。
- （3）岐阜県内において業を行う事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所、NPO法人（特定非営利活動法人）であって、地域団体商標の出願を行う団体。

※中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号に規定する中小企業者

業 種	資本金及び従業員
① 製造業、建設業、運輸業、 ソフトウェア業又は情報処理サービス業、 その他の業種（②～⑥を除く）	3億円以下又は300人以下
② 卸売業	1億円以下又は100人以下
③ 小売業	5,000万円以下又は50人以下
④ サービス業	5,000万円以下又は100人以下
⑤ ゴム製造業（自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下又は900人以下
⑥ 旅館業	5,000万円以下又は200人以下

※みなし大企業（次の①から⑤のいずれかの項目に該当する者）

- ①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者等
- ②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者等
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等
- ④資本金又は出資の総額が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者等
- ⑤補助金申請時において、確定している（申告済み）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者等

3 補助対象となる出願

海外展開を図るために外国へ出願する「特許、実用新案、意匠又は商標」が対象です。

ただし、応募時に既に日本国特許庁に対して特許、実用新案、意匠又は商標出願済みであり、採択後、令和9年2月12日までに優先権を主張して外国へ出願を行う予定の案件（商標については優先権がない案件も可）に限ります。

【対象となる案件の具体例について】

A：特許・実用新案

- ① 既に日本国特許庁に対して行った特許出願又は実用新案出願（日本に国内移行予定又は移行済みのPCT国際出願を含む）を、採択後、令和9年2月12日までに優先権を主張して外国特許庁に対して出願を行う案件
- ② 既に日本国特許庁に対して行った特許出願又は実用新案出願（日本に国内移行予定又は移行済みのPCT国際出願を含む）を優先権主張するPCT国際出願を、採択後、令和9年2月12日までに国内段階に移行する案件
- ③ 日本国特許庁に対して行った特許出願又は実用新案出願を優先権主張していないPCT国際出願（ダイレクトPCT含む）を、採択後、令和9年2月12日までに国内段階に移行する案件（ただし、日本に国内移行予定又は移行済みのPCT国際出願に限る）

B：意匠

- ① 既に日本国特許庁に対して行った意匠出願（日本を指定締約国に含めた出願済みのハーグ出願を含む）を、採択後、令和9年2月12日までに優先権を主張して外国特許庁に対して出願を行う案件
- ② 既に日本国特許庁に対して行った意匠出願（日本を指定締約国に含めた出願済みのハーグ出願を含む）を、採択後、令和9年2月12日までに優先権を主張してハーグ出願を行う案件
- ③ 採択後、令和9年2月12日までに日本国特許庁に対して行った意匠出願（日本を指定締約国に含めた出願済みのハーグ出願を含む）を優先権主張せずにハーグ出願を行う案件（ただし、ハ

ーグ出願時に日本を指定締約国に含めるものに限る)

C：商標

- ① 既に日本国特許庁に対して行った商標出願を、採択後、令和9年2月12日までに外国特許庁に対して出願を行う案件（ただし、優先権を主張しない場合は、別に定めた出願の範囲に限る）
※詳細は、センターホームページに掲載の「実施要領第4条第1項第2号（ア）に基づき行う優先権主張を伴わない商標登録出願について」をご確認ください。
- ② 既に日本国特許庁に対して行った商標出願を、採択後、令和9年2月12日までにマドプロ出願（事後指定を含む）を行う案件

□：抜け駆け対策商標について

昨今、日本の地名のみならず、地域ブランドや企業ブランド等が、海外で第三者によって無断で出願・登録されるといった抜け駆け出願問題が深刻化しています。本補助金では、「日本において既に出願又は登録済みの商標が、海外において第三者により無断で出願・登録された商標」を抜け駆け商標、その対策を目的とした外国への商標出願を「抜け駆け対策商標」と定義付けしています。

通常の商標出願であれば外国での事業展開計画についても求めるところ、抜け駆け対策商標出願については、事前に外国において適時の商標出願をしておくこと自体が将来の事業展開に向けて重要であることから、抜け駆け出願対策の意思の確認のみで可とします。

4 補助対象期間

補助金交付決定日から令和9年2月12日までに実施する事業及び経費支出を補助対象とします。

5 補助対象経費

経費区分	内容
外国特許庁への出願手数料	外国特許庁への出願に要する経費
現地代理人費用	外国特許庁に出願するための現地代理人に要する経費
国内代理人費用	外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費
翻訳費用	外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費

※1 上記に該当する対象費用であっても、交付決定日以前に発生（発注）した費用は補助対象とはなりません。翻訳等、交付決定前に行う予定がある費用については、**必ず当該費用を抜いて申請してください。**

※2 複数国への外国特許出願等に要する経費も補助対象となります。出願時期は、交付決定日から令和9年2月12日の範囲内であれば時期が異なっても問題ありません。

※3 補助対象経費のうち、交付決定日から令和9年2月12日までに支出が完了した経費が補助対象となります。

※4 一度外国特許庁に出願料を支払った後、追加的に外国特許庁に支払う費用は補助対象期間内に支払われた費用であっても補助対象とはなりません。

※5 共同出願の場合は、出願に関する中小企業者の外国出願の持分比率に応じた費用のみが補助対象となります。ただし、持分比率又は費用負担比率の低い方により助成対象経費を算出します。

※6 仲介手数料、第三国の代理人へ支払った費用等はその必要性が認められない限り、補助対象とはなりません。

※7 日本国内における消費税及び地方消費税及び海外での付加価値税やサービス税等は補助対象とはなりません。

※8 日本国特許庁に支払う印紙代（マドプロ本国官庁手数料、優先権主張に係る費用等）は対象とはなりません。

※9 PCT国際出願の国際段階に係る庁費（国際出願手数料や取扱手数料、調査手数料・送付手数料や予備審査手数料、日本国特許庁への国内移行手数料）、及びそれらに関する代理人用

- 等は補助対象となりません。また国際段階で行う補正に係る費用も補助対象となりません。
- ※10 基礎となる国内出願が特許法（昭和34年法律第121号）第184条の3第1項又は実用新案法（昭和34年法律第123号）第48条の3第1項の規定に基づき、日本国における出願とみなされるものである場合は、日本国特許庁に対して国内段階への移行手続をする予定のあるものでなければこの補助金の対象となりません。
- ※11 特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（PCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法）の場合には、日本国特許庁に対して国内段階への移行手続をする予定のあるものでなければこの補助金の対象となりません。
- ※12 外国特許庁への出願の基礎となる先の国内出願がない場合には、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国として含まなければこの補助金の対象となりません。

6 補助率及び補助限度額

補助率 補助対象経費の1/2以内

補助額 1企業に対する1会計年度内の上限額：300万円

案件ごとの上限額：特許150万円

実用新案・意匠・商標60万円

抜け駆け対策商標30万円

- ※1企業に対する上限額の範囲内で、複数案件の応募が可能です。
- ※上記金額は、消費税及び地方消費税を除きます。
- ※補助金額は、審査結果等により申請額を減額して交付決定することがあります。

7 選考方法等

企業の選定にあたっては、審査委員会で以下の事項を中心に審査して決定します。

- (1) 先行技術調査等の結果からみて、外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないと判断される出願であること。
- (2) 次のいずれかに該当する中小企業者等であること。
 - ・助成を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業者等
 - ・助成を希望する商標登録出願に関し、外国における抜け駆け出願対策の意思を有している中小企業者等
- (3) 産業財産権に係る外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。

※ 本補助金では、審査上、下記の加点措置を実施します。

【賃上げ実施企業に対する加点措置】

- 申請後の1事業年度又は1年（暦年）の期間において、給与総額（又は一人あたりの平均受給額）が、2.5%以上増加したかにより賃上げの判断をします。
- 企業が加点措置を希望する場合は、「申請時提出書類」に加えて、様式第9「従業員への賃金引上げ計画の表明書」提出により受領とします。
- 採択された場合、上記の賃上げ期間終了後に、賃上げ実績の確認のための書類「法人事業概況説明書（写し）」又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（写し）」の提出が必要です。
- なお、前述の書類による証明が難しい場合は、別の書面や税理士又は会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類と認められた書類等代える提出も可能です。

○賃上げが2.5パーセントに満たない場合は、「理由書」の提出が必要です。

○なお、賃上げ実績の確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等は、実施要領の規定に基づき、補助金の交付決定取消し及び補助金返還となる可能性があります。詳細は様式第9「従業員への賃金引上げ計画の表明書」の「留意事項」を確認ください。

【ワーク・ライフバランス推進企業に対する加点措置】

- 加点措置を希望する場合は、通常の「申請書類」に加えて、以下のうち該当するものの認定証等の写しを提出してください。
- ①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）
 - ②女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、専用サイト（女性の活躍推進企業データベース）で公表している企業（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）※常用雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。
 - ③次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定企業）
 - ④次世代育成支援対策推進法第12条に基づく行動計画を策定し、専用サイト（両立支援のひろば）で公表している企業（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）※常用雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。
 - ⑤青少年の雇用の促進に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）

（参考）※いずれも厚生労働省ウェブサイトより

・えるぼし認定とは

<https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/content/contents/000952514.pdf>

・くるみんマーク・プラチナくるみんマーク・トライくるみんマークとは

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html

・ユースエール認定制度とは

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000100266.html>

8 申請期間、申請方法等について

- (1) 申請受付期間：令和8年5月11日（月）から6月30日（火） 17時まで

※申請書、添付書類については事前確認を行っていますので、締切一週間程前までに申請書（Word形式）、添付書類一式（PDF形式）を添えて電子メールにて提出ください。

- (2) 受付期限後の申請書類の追加修正はお受けできません。

- (3) 本補助金の申請は、原則、電子メールにて申請ください。

下記ホームページより申請書の様式をダウンロードし、必要事項をご記入の上、申請書（Word形式）及び添付書類一式（PDF形式）を fund-k@gpc-gifu.or.jp までご提出ください。

申請にあたっては、必ず「実施要領」及び「募集要項」をご確認ください。

<https://www.gpc-gifu.or.jp/fund/kaigaisyutugan/index.asp>

※データで提出できない場合は、ご相談ください。

※提出書類は審査の結果にかかわらず返却しません。

※補助金システム【j Grants (J グランツ)】を併用することも可能です。ただし、機密保持の内容を含む書類は電子メールのみの受付となるため、本補助金では電子メールと併用する必要があります。(電子申請単独では受理できません。)

電子申請の場合は「電子申請システム」[j Grants]で申請をお願いします。

なお、申請には認証システム「Gビズ」によるIDの取得が必要になります。

GビズIDの取得には2～3週間程度の審査期間が必要となりますのでご注意ください。

※jGrants (J グランツ) について

jGrants (J グランツ) は、デジタル庁が運営する補助金の電子申請システムです。

利用方法を含めた詳細は、下記を参照ください。

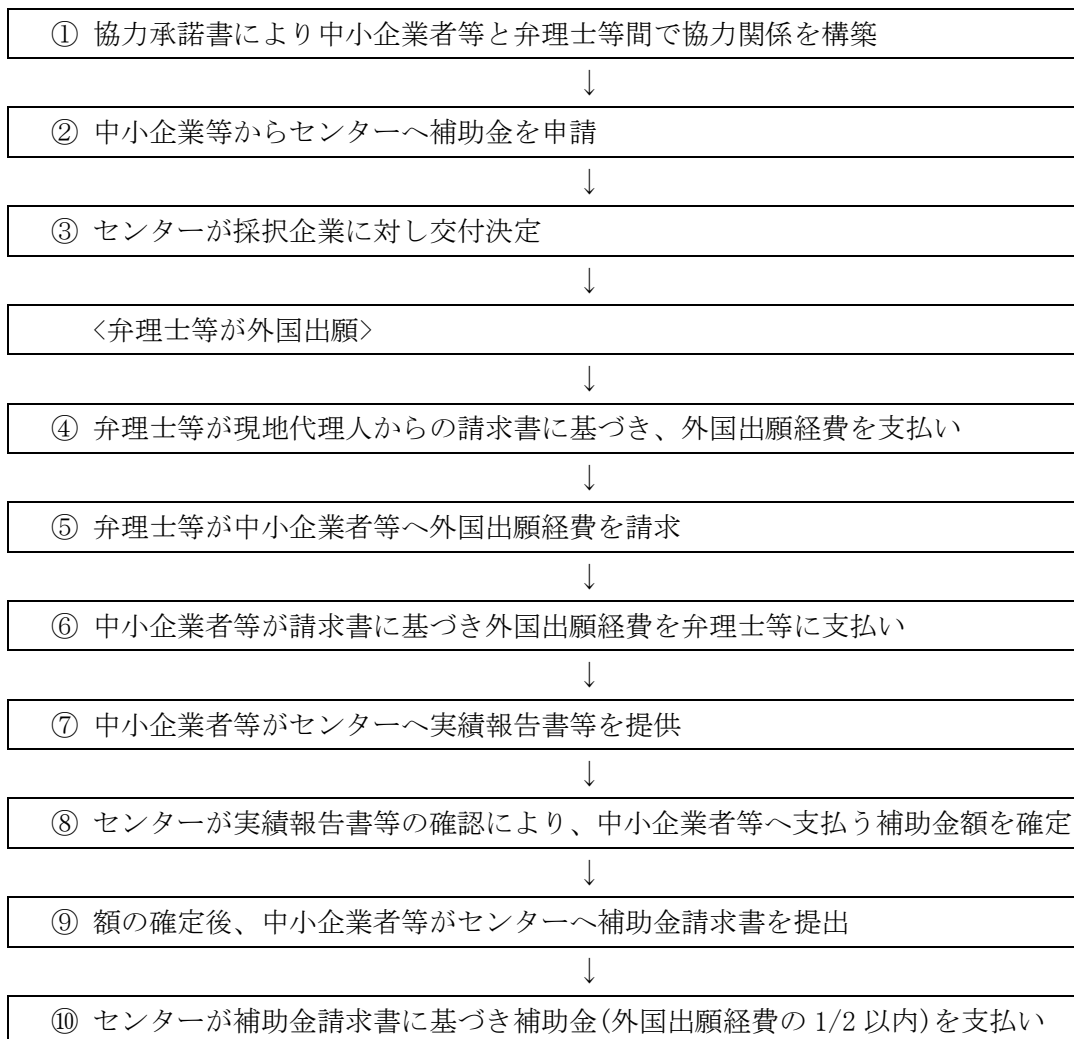
<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

9 補助金の交付時期

補助金の交付時期は、事業完了後になります。

10 事業の流れについて

具体的な補助事業の流れは次のとおりです。



11 実績報告書の提出等について

- (1) 事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は令和9年2月19日までのいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。その際、出願の詳細が分かる書類の写し、経費の支出根拠となる書類の写しを提出していただきます。
- (2) 実績報告書及び添付書類について、書類審査及び必要に応じて現地調査を行います。その結果、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し通知書をもって通知します。補助の対象外である特許出願等と認められた場合、事業の対象外経費が含まれていた場合、出願の詳細が分かる書類及び経費の支出根拠となる書類に不備が認められた場合は、補助額の全額又は一部が対象外となります。
- (3) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存していただきます。(国が実施する会計検査の対象となります。)

12 その他の留意事項

- (1) 交付決定の条件不履行や補助金の目的外使用、虚偽申請等の不正事由、国の実施要領に定める暴力団排除に関する誓約事項への違反行為が発覚した場合等は、交付決定を取り消すことがあります。既に補助金の支払いが行われている場合は返還義務が生じます。
- (2) 採択された案件については、企業名、所在地、交付の決定を受けた出願種別等について外部公表しますので、予めご了承ください。

また、上記項目に加え、採択日、交付決定日、法人番号、交付決定金額、確定金額についても、gBizINFO※で公表されます。

※gBizINFO (ジービズインフォ) <https://info.gbiz.go.jp/hojin/Top>

法人番号の開始に伴い、政府のIT戦略である「世界最先端IT国家創造宣言」(閣議決定)に基づき運用している情報提供サイトです。国内法人に関連する様々な情報を調べることが可能となり、法人活動を支援できる社会基盤へ発展することが期待されています。

- (3) 同一の案件について、他の国費、国費を財源とする支援(補助金等)を申請中のもの、採択を受けたものは申請できない場合があります。申請する出願について、他に補助を受けている場合(受ける予定の場合)は事前にお問い合わせください。

申請できない場合の例：(一社)発明推進協会が実施する外国出願補助金(海外権利化支援事業の外国出願補助金)、他の公的機関が実施する当補助金(海外展開支援事業の外国出願補助金)

- (4) 申請書に記載の内容を元に、権利取得の可能性を審査し、採択を決定していますので、交付決定後に申請書に記載の事業内容から逸脱する計画変更や、審査結果(採択結果)に影響がある変更は、原則認められません。申請内容と外国出願内容が異なる場合は最終的に補助対象とならない場合がありますのでご注意ください。なお、出願予定国の政情変更などにより、採択後、やむを得ず申請時の計画を変更する際には、あらかじめセンターの承認が必要となります。
- (5) 審査請求制度がある国へ出願した場合は必ず審査請求を行わなければなりません。また、中間応答の必要が生じた場合は、必ず対応しなければなりません。
- (6) 採択された案件については、原則、放棄や取下げはできません。事業完了後、やむを得ない事情により、採択案件を放棄等行う必要がある場合は、センターの承認を得る必要があります。
- (7) 申請時・事業実施期間中・事業報告提出時等に提供いただいた情報(提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます)については、審査、管理、確定、精算といった一連の業務遂行のために利用します。

また、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立

行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証（E B P M）目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用される場合があります。上記を前提として、申請・利用・報告等を行うことにより、データ利活用及び効果検証への協力を同意したものとみなします。

【お問合せ先・申請書提出先】

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター 経営支援部 取引推進課
〒500-8505
岐阜市藪田南五丁目14番53号 OKBふれあい会館10階
電 話：058-277-1083
F A X：058-277-1095
E-mail：fund-k@gpc-gifu.or.jp